監事監查報告書

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政 法人通則法第38条第2項に基づき、国立大学法人大阪大学の平成19年4月1日から平成20年3月31日 までの第4期事業年度の業務について監査を実施し、協議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報 告いたします。

1. 監査の方法の概要

監事は、平成 19 年度に監事として国立大学法人大阪大学を監査した二瓶文博夫氏ならびに吉田周邦氏の両氏とその監査の状況を聴取するとともに、両氏からの「監事監査報告」を入手し、平成 19 年度の国立大学法人大阪大学の業務につき特段指摘すべき事項はない旨の報告を受けました。また、平成 20 年 6 月 19 日に、会計監査人あずさ監査法人から、平成 20 年 3 月 31 日に終了した第 4 期事業年度の財務諸表等について、報告および説明を受け検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 財務諸表(利益の処分に関する書類(案)を除く)は、国立大学法人会計基準並びに一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成され、法人の財政状態及び運営状況等を適正に表示していることを認めます。
- (2)利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認めます。
- (3)事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4)決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (5)役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令もしくは規定に違反する重大な事実は、認められません。
- (6)会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成 20 年 6 月 20 日

国立大学法人大阪大学

監事 関 順一郎 即

監事 山崎 優 印